

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積 (RFとはリフレッシュコーナーを指します。)

○財産名称は「三芳町役場本庁舎」

○所在地は「三芳町大字藤久保 1100-1」

○庁舎稼働人数 294人 常設売店 無し (昼食時のみワゴン販売あり)

物件 番号	新規 入替	貸付フロア 貸付箇所	貸付面積	備考	台 数
1	入替	1階 南口外部通路	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
2	入替	1階 南口外部通路	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
3	入替	1階 北口現業棟脇	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
4	入替	1階 RFコーナー	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内	水道管有	1台
5	入替	1階 北口玄関脇	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
6	入替	1階ロビー (住民課前)	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内	ユニバーサル デザイン	1台
7	入替	1階外部通路 スロープ下	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
8	入替	1階外部 社会福祉協議会出入口	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
9	入替	1階ロビー (健康増進課前)	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内	ユニバーサル デザイン	1台
10	新規	1階ロビー (ATMコーナー)	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
11	入替	2階 EV脇ロビー	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内	ユニバーサル デザイン	1台
12-1	入替	2階 RFコーナー	1.20㎡ (W1.2m×D1.0m) 以内	水道管有	1台

物件番号	新規 入替	貸付フロア 貸付箇所	貸付面積	備考	台数
12-2	新規	2階 RFコーナー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
13	入替	3階 EV脇ロビー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
14	入替	4階 EV脇ロビー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
15-1	入替	4階 RFコーナー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内	水道管有	1台
15-2	新規	4階 RFコーナー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
16	入替	5階 EV脇ロビー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
17-1	新規	5階 RFコーナー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内	水道管有	1台
17-2	新規	5階 RFコーナー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
18	新規	6階 EV脇ロビー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台
19	新規	7階 EV脇ロビー	1.20 m ² (W1.2m×D1.0m) 以内		1台

※1 貸付面積には放熱余地・台座・回収ボックス設置部分を含まない。

※2 高さは、全てH=2.00m以下とする。

※3 紙カップ飲料については水道管給水タイプとする。

※4 缶飲料にはペットボトル、紙パック飲料を含む。

※5 詳細は物件調書を参照すること。

2 貸付期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで(3年間 更新なし)

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者(以下「設置者」という。)の遵守事項

1) 大きさ及びデザイン

- ① 大きさは、上記1に記載されている容積以内とすること。
- ② デザインは、周辺環境に配慮した外観色とし、グレー又はホワイトなどの単色で公共機関にふさわしいものとする。

ただし、物件番号6及び9については別途町が指定したデザインを施すものとする。
※物件調書参照

2) ユニバーサルデザイン

- ① 低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう工夫された機器を設置すること。※物件番号6、9及び11においては、必須項目とする。

3) 機能

- ① 電子マネー決済やQRコード決済等のキャッシュレス決済機能を有した機器を設置するよう努めること。

4) 環境対策

- ① 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及びピークカット並びに、「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

- ② フロン対策

二酸化炭素又は、炭化水素を冷媒として採用した機種とすること。ただし、カップ式自動販売機、紙パック自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律による）」を認める。

5) 安全対策

- ① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

- ② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

- ③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、室内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

6) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台に1個の割合で自動販売機脇に設置すること。

② 回収ボックスの規格

素材：プラスチック製または金属製とすること。

容積：回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れたり、周囲に散乱したりしないよう、十分な収容容積を確保すること。

その他：使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は、紙等の一般ごみが入りにくい形状を有するか、そのための仕掛けがあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

③ 使用済み容器の処理

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に回収し、処理すること。

7) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

④ 日常管理を行う管理者の連絡先（管理者名、住所、電話番号）の記載のあるステッカー（縦5cm以上×横14cm以上）を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼付すること。

8) 協定

町との協定に基づく協力体制について提案がある場合には、協議のうえ、三芳町との間で協定を締結すること。

4 販売商品の種類等

1) 種類 飲料については酒類を除く飲料とすること。食品自動販売機については製菓及び軽食（サンドイッチ、おむすび、菓子パン等）とすること。

2) 価格 飲料についてはメーカー希望小売価格から10円以上引いた価格とすること。

3) 町が指定する商品の販売スペースが必要となった場合は、その協議に応じること。

5 賃貸借料

年額の賃貸借料は、賃付料提案書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数額を切り捨てるものとする。）ただし、初年度及び最終年度は年額を月数で割り返した額を支払うものとする。

6 管理費

管理費は、設置する自動販売機1台あたり下記のとおりとする。この管理費は、貸付年度の1年度分の費用として、賃貸借料と同時に一括して三芳町から設置者に請求する。ただし、初年度及び最終年度は年額を月数で割り返した額を支払うものとする。

また、管理費には電気代等光熱水費を含むものとする。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 缶飲料管理費 | 年額30,000円 |
| (2) 紙コップ飲料管理費 | 年額50,000円 |
| (3) 食品自動販売機管理費 | 年額30,000円 |

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して三芳町の確認を受けなければならない。

10 自動販売機に伴う事故

三芳町の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- 1) 三芳町の責に帰することが明らかな場合を除き、三芳町はその責を負わない。
- 2) 設置者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 その他

自動販売機設置事業者募集要項に基づき提出した自動販売機設置に係る提案書に記載した提案内容を実行すること。